

三重県尾鷲湾口海域におけるぶり等に関する定置網漁業の資源管理協定

協定発効日 令和5年11月1日

協定認定日 令和5年11月7日

協定変更認定日 令和8年8月12日

(目的)

第1条 本協定は、ぶり等の定置網漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該定置網漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって定置網漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、三重県尾鷲湾口海域（尾鷲市沿岸）とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、定置網漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、ぶり、くろまぐろとする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、定置網漁業とする。

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

対象魚種	目標
ぶり	資源管理基本方針別紙第2-51に定める目標
くろまぐろ（小型魚）	資源管理基本方針別紙第2-1に定める目標
くろまぐろ（大型魚）	資源管理基本方針別紙第2-2に定める目標

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各項に掲げるところにより行うものとする。

一 定置漁業の操業可能期間のうち15%以上の日数を休漁日とするものとする（漁獲努力量削減；年間の操業上限日数＝365日×85%＝310日）。

二 ぶりの全長15センチメートル以下の採捕禁止（公的規制）に加え、25センチメートル以下の漁獲回避手法や再放流手法の改善に努める（努力目標）。

2 前項の取組に加え、くろまぐろについては、資源管理基本方針及び三重県の資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を遵守するとともに、三重県助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。

(取組の履行確認に関する事項)

- 第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、三重県に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条第1号の取組については、市場伝票及び野帳を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、漁業法（以下「法」という。）第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び三重県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、三重県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について三重県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び三重県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようと

する者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年間（令和 5 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで）とする。

（あつせんすべきことを求める場合の手続き）

第 11 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき三重県知事にあつせんすべきことを求める決議は、全参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

（その他）

第 12 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。